

下請企業に対する前払金の支払いについて

資材の購入等の準備行為は、元請負人ばかりでなく、下請負人によっても行われることも多いため、建設業法では、元請負人が前払金の支払を受けたときは下請負人に対しても工事着手に必要な費用を、前払金として支払うよう努めるべきこととしています。また、前払金は、発注者である市から現金で支払われることから、「建設産業における生産システム合理化指針」では、下請負人が工事着手に必要とする費用を、速やかに現金で前金払するよう十分配慮することが必要としています。

【建設業法第24条の3第2項】(下請代金の支払)

元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

【建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」エ】

前払金の支払を受けたときは、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、適切な配慮をすること。特に、公共工事においては、発注者(下請契約における注文者を除く。以下同じ。)からの前払金は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。